

施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	1 生活保護制度の充実	② 施策番号	4410
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	4 生活困窮者福祉の充実		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	生活福祉課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	現に生活困窮に陥っている方、及び将来に生活困窮に陥る可能性のある方、または生活保護受給者
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	生活困窮者…生活保護に至る前の段階から生活困窮者の相談内容に対して必要とされる包括的な支援を行い、生活困窮の状態から早期自立を図る。 生活保護受給者…生活保護法の趣旨に基づき、被保護者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するための必要な給付により安定・安心した生活を支援するとともに就労支援等の自立支援により自立を助長する。 交通遺児、災害被災者…交通遺児、災害の被災者の方に見舞金等の支援により、学習、住環境、生活環境等の生活の改善を図る。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態、今後どのように変化していくと考えられるか)	近年、生活保護受給者が増加する中で、生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。)について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。 これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。 また、生活保護受給者には、生活保護制度を見直し被保護者就労支援事業を必須とし、就労意欲の醸成及び就労による生活保護からの早期自立を図ることとしている。 また、交通遺児、災害被災者については事故は突発性を有するため予測は困難であり交通遺児のためにも事業を継続する必要がある。災害発生も予測困難であり、事業を継続し、適時に被災者へ対応する必要がある。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 保護率 計算式:	%	生活困窮により最低限度の生活を維持することのできない世帯に対して、各種扶助を実施し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。
② 住居確保給付金支給世帯数 計算式:	人	住居喪失、又は喪失の恐れのある者に対し、家賃の給付を行うことにより、就労活動に専念し自立助長を図る。
③ 建物災害見舞金等決定件数 計算式:	件	

指標名	単位		H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考
			目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	
① 保護率	%	目標値						
		実績値	17.76	17.36	17.54	—	—	
		達成率						
② 住居確保給付金支給世帯数	人	目標値						
		実績値	27	15	13	—	—	
		達成率						
③ 建物災害見舞金等決定件数	件	目標値						
		実績値	0	1	8	—	—	
		達成率						

[3] 施策を構成する事務事業

事務事業名	成果指標					総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化
	指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価	今後の方向性	
1 生活保護事業	保護率	%	17.36	17.54	17.36	1,967,364	1,899,304	2,086,685	A	ア	◎
2 セーフティネット支援対策等事業	申請件数	件	110	117	110	30,393	33,532	2,947	A	ア	○
3 行旅病人及び行旅死亡人の取扱事業	行旅病人の医療受診及び行旅病人葬祭件数	世帯	3	1	1	167,000	33,851	81	A	ア	
4 学習支援事業	高等学校等進学率	%	100	100	100	2,384	3,205	3,296	A	ア	
5 学習支援事業	高等学校等進学率	%	100	100	100	2,384	3,205	3,296	A	ア	
6 生活保護債権管理事業	徴収率	%	81.1	57.4	80	402	405	405	B	イ b	
7 一時生活支援事業	市内在任ホームレス数	人	0	0	0	1,606	1,177	1,538	A	ア	
8 生活保護債権管理事業	徴収率	%	81.1	57.4	80	402	405	405	B	イ b	
計	8					2,171,935	1,975,084	2,098,653			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	生活困窮者…近年、生活保護受給者が増加する中で、生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。)*について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成24年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。 生活保護受給者…各種の扶助費の給付とあわせ、自立に向けた各種プログラムを実施することで、福祉から就労への意識転換を図り、対応を充実させる。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2〔2〕の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	生活困窮者自立支援法は、平成27年度からの新たな施策のため、一概に述べることは現状では適切ではないと考えますが、潜在化してる相談者が本市においても多数いると想定できますので多種多様なアウトリーチを工夫していく必要がある。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	生活困窮者の発見については、身近な地域での協力も不可欠なため、今後もフォーマルのみならず、インフォーマルな地域資源開発及び利用が必要と考える。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2〔3〕を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数が適正かについて考えをお示ください。)	生活困窮者…福祉事務所設置自治体必須事業である。 生活保護受給者…事務事業の内容は国の要綱に基づいたもので、生活保護業務に密接したものであり適正であると考え。 交通遺児、災害被災者…突発的で、緊急性を伴う事態に遭遇した市民の方の生活安定を図るための給付事業であり、生活環境の改善に寄与できる。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2〔3〕において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	生活困窮者…生活困窮者自立支援事業は7つの個別支援プログラムにより構成されていますが、その中核となるのが自立支援事業であり、人材育成の充実を図る必要がある。 生活保護受給者…生活保護受給者就労支援事業は、必須事業であり◎とし、生活保護業務において自立・助長が目的であり、稼働年齢層においては、まず就労が最優先と考える。法定受託事務である事務事業を○、補正性の原則に則り年金受給権調査事業も○とした。いずれの事務事業も最後のセーフティネットとしての事業であり縮小化はできない。 交通遺児、災害被災者…条例及び要綱に基づき実施する事業である。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	A	これまで一定の事業効果が上がっているものの、平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行に伴いセーフティ支援対策等事業費補助金の補助率が10/10から3/4となり、一般財源が必要となった。それだけに今後も更に事業効果が求められる。生活困窮者自立支援法に基づく事業は、平成27年度に新たにスタートした施策で一定の見直しが3年後に行われる予定のため、国の動向を注視する必要がある。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	扶助費の50%を超える医療費の抑制のための点検強化やジェネリック医薬品の推進。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	生活保護受給中に発生した資産や不正受給に対して返還・徴収金の債権管理。 また、生活困窮者自立支援制度に基づく事業は、明確に本事業の目的に適切に実行されているか判断しがたい部分があり、そのため国においても法施行後3年目での本事業の見直しを本法律に盛り込んでおり、国での本事業の見直しを注視していく必要がある。
中長期的対応 (3~5年をめどに取り組む改善案)	生活困窮者自立支援制度の体制強化。 各事務事業の経済的・効率的な運営。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	B	生活保護制度や生活困窮者支援制度の適正な実施によるセーフティネットの構築・展開は適切に実施されている。 事業実施にあたり、医療費支給の適正化や返還金・徴収金の債権管理等の取組についても、適正化に向けた取組を継続実施されたい。	